

## 船舶事故調査報告書

平成31年2月20日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等種類	港湾施設損傷
発生日時	平成30年5月1日 08時20分ごろ
発生場所	関門港下関区本港地区細江ふ頭 下関岬ノ町防波堤灯台から真方位296° 300m付近 (概位 北緯33° 56.9′ 東経130° 55.8′)
事故の概要	漁船第八開洋丸は、出港作業中、岸壁上に設置されたフェンスに接触し、同フェンスに曲損等を生じた。
事故等調査の経過	平成30年9月3日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第八開洋丸、230トン
船舶番号、船舶所有者等	108752、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 なし フェンス 曲損等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 3、視界 良好 海象：うねり なし、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、船長が単独で操船に当たり、関門港下関区本港地区細江ふ頭の岸壁（以下「本件岸壁」という。）から左舷着けの状態を出港操船を開始した。 本船は、離岸直後、北東方からの風に圧流され、本件岸壁上に設置されていたフェンスに接触した。 船長は、本件岸壁に約5回着岸した経験があった。 本船には、スラストがなかった。 山口県内には、本事故当時、風に関する注意報又は警報は発表されていなかった。
分析	本船は、出港作業中、北東方から風を受けて左方に圧流されたことから、本件岸壁上に設置されていたフェンスに接触し、同フェンスに曲損等を生じたものと考えられる。
原因	本船は、出港作業中、北東方から風を受けて左方に圧流されたため、本件岸壁上に設置されていたフェンスに接触したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 出港作業を行う場合は、風波及び潮流による圧流を考慮した操船に努めること。